

議会改革について（名古屋市）

1 名古屋市の概要

- (1) 人口 2,260,879人（男：1,113,580人 女：1,147,299人）
- (2) 世帯数 1,023,104世帯
- (3) 面積 326.43 km²
- (4) 予算額 1兆499億円（平成23年度一般会計当初予算）
- (5) 議員数 75人（条例定数）

※数字はすべて平成23年4月1日

2 改革の概要

(1) 議会改革の取り組みについて

名古屋市会は、議会改革について、河村市長就任以前からも一定の取り組みが実施されており、例えば、政務調査費は平成20年4月以後に交付される1万円以上の領収書の公開を義務づけ、また、議員報酬は平成21年4月から月額10万円減額するとともに、政務調査費についても平成21年4月から月額5万円を減額してきた。

しかし、市長は、平成21年11月定例会で、議会改革の具体的な内容を盛り込んだ「住民分権を確立するための市政改革ナゴヤ基本条例の制定について」を提案し、早急に議会改革を求めた。

市会は、自主的に議会改革を進めるため、平成21年12月に名古屋市議会基本条例制定研究会を発足し、研究会での議論や市民意見も踏まえて、平成22年3月に議会基本条例を制定した。

その後、基本条例の趣旨を踏まえ、議会報告会の開催により議会広報の充実を図るとともに、議会改革推進協議会の議論を経て議員報酬を更に減額するなど積極的な議会改革を進めている。

① 市長のマニフェスト及び市政改革の提案

市長の選挙マニフェストでは、議会改革に対する考え方は、「議会に対しても、自主的な改革に期待し、行財政改革を促す」としており、政務調査費、費用弁償の改革、議員定数改革、地方議員年金の廃止、市民3分間議会演説創設などを挙げていた。

市長就任後の平成21年11月定例会には、議員定数の半減や議員報酬の半減などを定める議案として「住民分権を確立するための市政改革ナゴヤ基本条例の制定について」を提案し、急進的な議会改革を求めた。

条例案には、議員定数や報酬の半減のほか、議会の改革の内容として多数の事項が盛り込まれており、地方自治法の趣旨に照らしても、議会から監視を受ける立場にある執行機関の長である市長が議員の行動を制限するこれらの内容は、市長の提案権の範囲を逸脱している可能性のある条例案であった。この条例案は、平成22年3月24日の本会議で否決された。

(2) 名古屋市議会基本条例について

① 名古屋市議会基本条例制定研究会の設置

市会は、より市民に開かれた議会とするとともに、議会改革の取り組みを更に進め、これからの地方分権時代にふさわしい今後の議会のあるべき姿を明らかにするため「議会基本条例」を制定することとし、議長、副議長のほか、各会派から3人ずつの代表者の委員(合計14人)と、6人の学識経験者を構成員とする議会基本条例制定研究会が、平成21年12月3日に設置された。

② 名古屋市議会基本条例の制定

議会基本条例制定研究会の協議を経て、平成22年3月19日の本会議において、条例は、全会一致で原案どおり可決された。

議会基本条例のコンセプトは、以下の通りとしている。

～ 議会運営委員会基本条例のコンセプト ～

- ・市民が主人公であり、市民に開かれた議会を目指します。
- ・議会と市長は、ともに市民から直接選挙された、独立対等な関係に立ち、行政の的確なチェックと市民の要望を反映した政策の実現を目指します。
- ・「討議の場」である議会の審議の充実を目指します。

(3) 議会改革の取り組みについて

名古屋市議会基本条例の基本的な考え方を踏まえて、議会改革に取り組んでいる。主な取り組みの内容は、以下のとおりである。

① 費用弁償の廃止について

市の厳しい財政状況の下、平成22年4月1日以降、費用弁償を支給しないこととした。

② 議員報酬の減額について

平成21年4月より月額10万円を減額する、報酬月額を89万円とし、更に平成22年11月1日から平成23年4月30日までについては、月額20万円を減額し、報酬月額を79万円とした。

平成23年5月1日以降の報酬月額については、議員報酬検討会議で協議することにした。

③ 政務調査費の領収書公開について

平成22年4月1日以降、政務調査費に係る収支報告書に添付すべき領収書の写しの対象をすべての支出に拡大し、全面公開することとした。

④ 市民3分間議会演説制度について

市民が議会で発言する機会を確保することにより、市民の議会への関心を高め、市民により身近で開かれた議会の実現をすることを目的に、平成22年2月定例会から実施している。演説は、各定例会1回、各常任委員会において、原則、審査日初日の委員会開会前に行い、各委員会室での発言者の定員はそれぞれ7人としている。

⑤ 委員会のインターネット中継について

平成23年3月から、より一層開かれた議会とするため、委員会のインターネット中継を実施している。

(4) 市民の意見を聴く会の開催について

名古屋市議会基本条例で定めている「議会活動に関する情報を積極的に公開し、発信すること」を実現するために、市会として、市会だよりの月例化や議会報告会の経費を盛り込んだ平成22年度の補正予算の要求を行った。

しかし、市長は議会の統一的な広報については否定的な考えを示し、22年度6月補正予算でこれらの予算化を認めなかった。これに対して、

市会は、平成22年8月22日に「なぜダメなの？議会からの情報発信」をテーマに、市民の意見を聴く会を名古屋市公館で開催した。

(5) 議会改革推進会議の設置について

名古屋市議会基本条例に基づく議会改革を推進することを目的に、議会改革推進会議を設置し、第1回となる会議を平成24年1月に開催予定。今後、議会報告会の実施、議員報酬、議員定数、海外視察のあり方、議会基本条例の課題等の事項について協議を行うことにしている。

3 委員・会派の所感

- 名古屋市会においては、平成22年3月に全会一致にて「名古屋市議会基本条例」を制定し、市民に開かれた議会・議会の役割の明確化・議会審議の充実化を柱とした議会改革を推し進めている。

市会だより等を見ても議会改革の着実な推進が市民にわかりやすいかたちで広報され、正副議長の定例記者会見も実施されるなど、二元代表制における議会の発信力と存在感向上に対する力強い姿勢が伝わってくる。

- 平成22年3月29日施行の「名古屋市議会基本条例」は河村市長から「住民分権を確立するための市政改革ナゴヤ基本条例の制定について」が提案され、議会は自主的に議会改革を進めるため、名古屋市議会基本条例制定研究会が発足し市民意見も踏まえ議論を重ね制定された。コンセプトとして市民が主人公であり市民に開かれた議会を目指すことが確認され、議会が、そのための「討議の場」である審議の充実を目指し、議会と市長は、ともに市民から直接、選ばれた独立対等な関係に立ち行政の的確なチェックと市民の要望を反映した政策を実現することにある。この条例は先進的なもので市民に開かれた議会、市民に身近で存在感のある議会を目指すこととしてある。

本区においても、一番に区民の声に耳を傾け、効率的な議会運営と活発な議会活動のため、努めているところではありますが、今後の開かれた議会の構築のために今回の視察を活かして参りたいと思います。

- 名古屋市議会基本条例の制定は、河村市長が提案した「市政改革ナゴヤ基本条例」に対抗する形で、策定されました。

平成21年12月、6人の学識経験者を含む議会基本条例制定研究会が

設置され、全面公開で議論を重ねたうえで、平成22年2月にテーマ別に3つの分科会を設置、2月26日には分科会長案を提示し、平成22年3月19日の本会議で可決するというスピード対応であった。

江戸川区議会で議論の俎上にあがっていないものとしては、議会報告会の開催と市民3分間議会演説制度があります。印象的だったのは市民3分間議会演説制度です。市民に議会への関心を高めてもらい、議会を身近に感じてもらうための制度です。平成22年2月の定例会から23年11月定例会までに59人の市民が委員会室で意見を述べました。参加人数は発足当初からは減りつつありますが、委員会開催前であるとはいえ、直接、委員会室で議員と執行部に直接、意見を述べるができる場があることは重要です。

また、議会報告会ですが、各会派や個人では報告会を開催していますが、江戸川区議会全体がひとつになっての報告会はありません。行政が発信する情報に比べて、議会が発信する情報は、大変少なく、区民から「議会は何をしているんだ？」という声も聞かれるところです。

区議会全体としての情報提供は「議会だより」のみの江戸川区議会としては、議会が何をしているのか区民に見えるようにしていく必要があります。もっと、議会のPRをするためにも、議会報告会などの開催、市民の意見を聞く機会を設けることを議会基本条例に盛り込んだ名古屋市会の視察は参考になりました。

- 名古屋市会では、河村市長と議会との対立や緊張が色濃く反映しているという実感でした。市長がマニフェストに掲げた「市民3分間演説」は、6つの委員会で演説します。初回こそ28人が参加しましたが、2回目13人、その後はひとケタで推移しゼロという委員会も多いようです。

「議員のボランティア化」という市長の特異な考えに基づく議員定数や報酬の半減という提案に対し、激論がありリコールや解散・選挙という激動をたどりました。

その中で二元代表制という地方自治の基本がどう試されているか。現在進行形のように、特に減税をめぐるやり取りからは目が話せません。

議会との関係では、議会報告会の経費や議会だよりの発行経費をめぐる問題まで、市長と議会との対立になっているようで、議会事務局の方の説

明にも苦勞がにじんでいました。

- 議会改革は河村市長就任以前から取り組んでいたとのことだが、やはり新市長により格段に推進したとっていい。かねがね二元代表制である自治体議会において与党と野党があり、ましてや首長与党という考え方や、会派のあり方に矛盾を感じていたことから、議会運営が時に紛糾したとしても、これまでよりは実に健全な状況にあると拝察した。議会は常に行政と首長をチェックすべきであり、首長は議会に緊張感をもって条例を提出することで市民・区民に必要な過不足ない提案ができるはずだ。面白いのは市民をどちらが味方につけるか工夫しあっていることで生まれてくる事業だ。「市民の意見を徴収する会」「市民3分間演説制度」など市民参加型の提案が実現している。また議員による政策立案機能が強化され22年度は20件提出されたことは出色の成果であろう。江戸川区議会も歩行喫煙・ポイ捨ての防止条例が制定されたところであるので是非追随していきたい。

一方、議会報告会について、合計530人の参加者があり、市民から直接意見を徴収するなど先進的な取組が行われたものの、市の予算がでずに頓挫している。河村市長が政務調査費で行うべきという方針であるが、議会は市民の代表であるのでここはコストをかけてもいい事業と考えた。

いずれにせよ、議会・市長がそれぞれに、緊張感をもっていることから先んじて説明責任を果たしていこうという姿勢は、事業縮小、打ち切りとなる案件に関しても市民の理解が深まることであろう。議会と市がなれあいとならず緊張関係をもっているということは、歳出削減には大きな効果をもたらすということを再認識した。個人的には減税条例の財政効果を今後も見守って行きたい。

※ 報告書の作成にあたっては、名古屋市提供の資料を参考にしました。

議会改革について（京都市）

1 京都市の概要

- (1) 人口 1, 470, 942人（男：699,234人 女：771,708人）
- (2) 世帯数 682, 714世帯
- (3) 面積 827. 90 k m²
- (4) 予算額 7, 465億円(平成23年度一般会計当初予算)
- (5) 議員数 69人（条例定数）

※数字はすべて平成23年4月1日

2 改革の概要

(1) 市会改革の取り組みについて

京都市会では、平成16年以降、4次にわたる市会改革の取組みを進め、議決権の強化をはじめ開かれた市会の推進、議員処遇の見直しなどの成果を収めている。

現在も、第5次市会改革として、市会改革推進委員会を設置し、更なる改革の推進を図っている。

① 第1次市会改革（市会改革検討小委員会 16年3月～17年3月） 主な協議結果は以下のとおり。

- 議決権の強化として、工事契約等に係る対象範囲を5億円以上から4億円以上に引き下げ、議決対象範囲を拡大した。
- 常任委員会におけるモニターテレビ放映、市長総括質疑のインターネットを通じた委員会の公開の実施。
- 政務調査費の公開については、1件5万円以上の領収書等の提出、使途項目・収支報告書の様式の見直しを行った。
- 費用弁償額を1万1千円から1万円へ引下げた。

② 第2次市会改革（第2次市会改革検討小委員会 18年1月～19年2月） 主な協議結果は以下のとおり。

- 開かれた市会推進に向けた取り組みとして、「親子ふれあい議場見学会」等を開催した。
- 市会ホームページにおいて、外国語（英・中・韓）や子ども向け案

内ページの新設、本会議のインターネット中継等を開始した。

- ③ 第3次市会改革 (第3次市会改革検討小委員会 19年9月～20年3月) 主な協議結果は以下のとおり。

- 政務調査費に関連して、領収書等の公開範囲を人件費及び事務所費を除き、全ての支出に拡大した。更に出張に係る書面については、出張の記録及び調査旅費の内訳を記載した支出調書兼出張記録書を、議長に提出するとともに市会HP上で公開することとした。
- 費用弁償については、19理事懇談会で協議し、20年度から1万円を5千円に引下げた)

- ④ 第4次市会改革 (市会改革推進委員会 21年3月～23年3月) 主な協議結果は以下のとおり。

- 海外行政調査のあり方について、実施要領案をとりまとめ、議員による企画立案、必要性を判断するための審議会設置、手続きの一層の明確化等を図るが、具体的な運用は、実施段階で改めて協議することとした。
- 議員報酬については、23年度から1年間、特例措置として10%削減し、費用弁償については、23年度から廃止することとした。
- 議員定数については、政令市の状況、22年国勢調査速報集計等を踏まえ、来期において改めて検討することとした。
- 議会基本条例については、重要な事項であり、十分時間を掛けた検討が必要なため、来期に議論することとした。

- ⑤ 第5次市会改革 (市会改革推進委員会 23年5月～)

議会基本条例に係る基本理念をはじめ、開かれた市会の推進などを検討中である。今後、討論する市会、衆知を集める市会、行動する市会などの各項目の検討とともに、議員の定数や報酬についても協議していく予定である。現在の協議状況は、以下のとおり

- ・ 議会基本条例の基本理念について
- ・ 本会議傍聴者に対する質問項目一覧の配布
- ・ 委員会のモニター視聴者への資料提供のあり方
- ・ 新しい議会情報の発信方法の検討
- ・ 非交渉会派の代表質問の実施

(2) 議員提案政策条例の制定について

京都市会では、初めての議員提案政策条例となる「京都市自転車安心安全条例」が平成22年11月17日に制定された。

この条例制定への背景、過程、政策実現までの取組みとともに、議員提案政策条例の制定意義について、公明党京都市会議員団（以下「議員団」という）より説明を伺った。

① 条例制定の背景

(自転車マナー問題への市民意識の高まり)

- 昭和60年、「自転車放置防止条例」が制定され、その後、6回改正されるが、自転車走行マナーについての条例はなかった。
- 平成17年以降、議員のもとに自転車事故やマナー向上を求める市民相談が増加する。本会議、予算委員会、常任委員会等で取り上げ、行政に取り組みの充実を求める
- 平成19年、「京都府自転車安全利用促進に関する条例」が制定されるが、京都市民の認知度は低調であった。広域な地域をカバーするために、京都市の地域特性に特化していない。
- 京都市の地域特性
 - ・ 高齢化が進行（65歳以上：約34万人、高齢化率23.1%）
 - ・ 学生のまち（大学生：約14万人）
 - ・ 観光客向けレンタサイクルの普及
 - ・ 細街路、商店街が密集
 - ・ 公共交通優先のまちづくり構想（「歩くまち・京都」総合交通戦略平成22年度策定）
- 京都市の自転車事故
 - ・ 自転車同士、自転車と歩行者の事故がこの10年で約3倍に増加
 - ・ 自転車事故の死亡率、10年前の8.6%から24.6%に増加。
京都府内の自転車事故の約70%が京都市内で発生
- 平成21・22年度に京都府警と連携して、自転車マナーアップキャンペーンなどの啓発活動を展開
- 平成22年3月に「歩くまち・京都」市民憲章制定
 - ・ 自転車についての市民意識が向上している機運を捉え、議員団と

して本格的に取り組みを開始した。

② 条例制定へアプローチ

- 平成21年から、議員団で「議会のあり方」等について、最新の事例を研究し、調査等を断続的に実施
- 平成22年3月初旬、議員団政調会で議員提案政策条例に関する討議を行い、4月以降、本格的に議員団会議で協議を開始した。

③ 条例制定の過程

- 具体的な調査と研究を開始するにあたり、市会事務局政務調整課と調整を図る。(資料収集、他都市の状況等情報収集、条文の素案を精査)
- 府議会議員の協力を得て、警察行政に関する現況調査を実施。
- 行政担当者と意見交換
(市民生活関係、商店街関係、自転車対策関係)
- 業界関係者と意見交換
(自転車小売業、レンタル業、商店街ほか)
- 骨子案をまとめ、平成22年7月15日に市長部局と他会派へ提出
(会派の申し合わせに基づき、2か月前に提出)
- 広聴活動を段階的に実施
 - ・ アーケード設置の23商店街を訪問し、聞き取り調査を実施。
(7月17日～30日)
 - ・ 京都商店連盟と聞き取り調査の結果報告を含め、意見交換を行う。
 - ・ 議員団HP及び議員団ニュース等を活用し、パブリックコメント募集(7月30日～8月30日)
 - ・ 9月初旬よりパブリックコメントの公開
 - ・ 市長との意見交換(市民から寄せられた意見に市長も賛同)
 - ・ 緊急自転車利用者アンケートを実施
(301人から聴取、9月1日～15日)
- 議案提出後の流れ
 - ・ 平成22年第3回定例会
本会議で議案説明
 - ・ 暮らし環境委員会で審査
(討論終了で結論出ず、会期末まで他会派と意見調整を行う)

- ・ 本会議採択
- ・ 平成22年11月17日 公布
- ・ 平成22年12月17日 施行
(予算関係の条項は平成23年4月より施行)

④ 条例の概要

○ 制定の目的

- ・ 子どもたちや高齢者など、市民のいのちを守る
- ・ マナー向上と交通安全を促進し、安心安全のまちづくりに貢献する
- ・ 「歩くまち・京都」憲章推進に寄与し、観光客への「もてなし」に資する

○ ポイント

- ・ 自転車利用者の保険加入を推進（市・自転車利用者・自転車関係事業者、各々の責務と役割を明記）
- ・ レンタサイクル業者にも努力義務を規定
- ・ 商店街の自転車安全走行への取組みを支援
- ・ 京都市立小中学校へ、自転車安全教育を義務付け
- ・ 自転車利用環境の向上

⑤ 議員提案政策条例制定の意義

○ 議員の意識改革

- ・ 議会の存在意義を再認識
- ・ 立法機関としての機能充実
- ・ 地域主権時代への第一歩として議会が充実
- ・ 自治体議員同士の触発 → レベルアップへ

⑥ 今後の課題

- 自転車利用環境向上への予算確保
- 市民への周知に向けた広報啓発活動の実施

3 委員・会派の所感

- 京都市会においては、政策に係わる議員提出議案のルールづくりを行うなど、積極的に議員提案の推進を図ってきており、平成22年には京都市

会初となる議員立法による「京都市自転車安心安全条例」が成立された。

京都府においても同様の条例が既に制定されていたが、市の条例では地域特性である商店街における対策を盛り込んでおり、このことが高く評価されている。地域住民の声をスピーディーに反映できる身近な議会としての強みを発揮し、地域ごとの課題に即した実効性ある条例を議員提案で制定したことは意義が大きい。

地方公共団体の長及び議員はともに住民より選出される、いわゆる二元代表制であり、相互の信頼と権限のもと、住民の負託に応じてゆかなければならない。

予算執行権をはじめ多くの権限を有する地方公共団体の長に対し、議会が十分にチェック機能を果たしてゆくことはもちろんのこと、多様な意見を反映させる合議機関として、固有の機能を活かした政策の立案・提言を積極的に図ってゆくことが地域主権の進む今日において、尚一層求められている。

江戸川区議会においては、平成23年第3回定例会で、区議会初の議会展導による政策条例「江戸川区歩行喫煙及びポイ捨ての防止等に関する条例」が議決された。国による一律的な問題解決でなく、地方が独自に諸課題に取り組むべき時代にあつて、議会には区民の声を的確に捉え、迅速に政策提言を行ってゆくことが求められており、本条例の制定は議会改革の側面からも意義が大きい。

しかしながら、今後更なる政策提言を行ってゆくためには、多様な意見の調整はさることながら、政策立案に至るまでの調査・研究機能の充実化が欠かせない。同時に、審議の経過と結果の周知を図るため、広報等の充実も求められる。

名古屋市会および京都市会の取り組みを参考に、区民の声を基調とした政策立案機能の向上や議会としての広報活動の充実を中心に、発信力と存在感のある議会を目指してゆくべきと、強く実感したところである。

- 京都市会では平成16年を市会改革元年とし現在、第5次市会改革として市会改革推進委員会を設置し更なる改革の推進を図っている。議決権の強化・開かれた魅力ある市会を目指し議会棟の拡充に始まり一般見学や議員研修の充実も図られ、今後は討論する市会、衆知を集める市会、行動す

る市会などの項目別に協議を進めている。

京都市112年の歴史の中で初めて議員立法として「京都市自転車安心安全条例」を成立させることが出来た。昭和60年「自転車放置防止条例」が制定されているが自転車走行についての条例はないままであったが、事故防止やマナー向上を求める市民相談が増加し市民意識が向上していることを背景に、議員団として具体的な調査と研究を開始し現状の把握と課題の追及を行い、議会での論戦を重ね条例の可決に結びつけた。また、制定後の動きとして「自転車の安全利用の推進日」の設定やマナー向上キャンペーンを中心として、市民参画での意識向上が図られている。本区における交通手段の高いウエイトを占める自転車対策において非常に参考になる視察となり、今後の、本区における取組に活かして参りたいと思います。

- 京都市会は、平成16年3月から今日まで5次に分けて改革を進めてきた。議決権の強化をはじめ、議会運営のルールづくり、委員会の公開の推進、政務調査費の公開、議員処遇の見直しなど根本から検討を開始し、改善を重ねてきた。

さらに議会のIT化の推進、議会棟の拡充や本会議場の一般見学、市会のホームページの充実など幅広く改革を進めてきた。

中でも「京都市自転車安心安全条例」の制定があげられる。各会派が喧々諤々の論議を通し、条例制定に結びつけた努力は高く賞賛に値する。

特に、選挙戦をまじかに控え、党派の選挙パフォーマンスとの指摘に対し、丁寧なパブリックコメントの実施や商店街からの意見・アンケート調査を実施する中で、自転車走行のマナー向上のため条例が作られたと思う。

この条例は議員提案であり、その意味でも非常に意義があったと感じた。わが江戸川区の議会改革の参考としたい。

- 京都市会は、第1会派自民・第2共産・第3公明・第4民主それに地域政党とつづきますが、交渉会派5名以上(江戸川は4名)で、非交渉会派の代表質問は、年2回の制限など少し意外でした。

政務調査費も会派分と個人分(各14万円・40万円)に分けて54万円支給されていきました。議員が会議に参加するたびに支給される費用弁償は、名古屋でも京都でも廃止されており、時代の流れを感じます。(江戸川では第四回定例会で廃止陳情を否決)

視察では、公明党が提案した「京都市自転車安心安全条例」の議員提案条例の成立の経過などが報告されました。府に同種条例があることや、市の提案による条例化を求めた自民党が反対したそうですが、共産党が賛成、民主党の、府条例と重複する部分の削除という修正を受け入れて可決したそうです。

江戸川区では、三定で初めて「ポイ捨て禁止条例」が、全会一致で可決しました。わが党は積極的に条例提案にとりこんでいますが、区民に役立つ提案を他会派との協働で成立させるために頑張りたいと思いました。

- 改革の中で、目を引いたのは「議決権の強化」。議会が基本計画の策定に深く議会が関わって来なかった歴史的事情から、後々各事業に問題となっても後手後手の指摘しかできずに自治体議員は歯がゆい思いをしてきた。計画段階から議会側も携わることで、過不足ない計画策定の一助となる。また、京都市会においては国政政党以外の会派が存在してこなかった経緯から非交渉会派の発言権は付与されていなかったが、新しく少数会派が誕生したことから、前向きな検討をしていたことも評価に値する。改革目標を段階的に想定して、年度ごとにフローチャートで実施していくこととそのスピード感は江戸川区議会の議会改革検討小委員会も参考にしたいところだ。

観光都市京都では、観光客の安全を鑑み自転車走行について意識を高めていた中で、公明党の市議が市民アンケートはもちろん、各商店街にヒアリングをし、問題点、課題を議員自ら足を使って情報を集めた結果血の通った条例となっている。また、幼い頃からの啓発として児童・生徒はもちろん保護者を含めた自転車交通安全教育が加わっているところも、調査をしたことが反映されていて、非常に参考になった。科学的なデータと、議員の判断と会派を超えた共同をもって作る条例づくりに学びたい。

※ 報告書の作成にあたっては、京都市提供の資料を参考にしました。